≪蒲郡駅南土地区画整理事業≫　今後のスケジュール（予定）

令和7年3月22日・23日
（換地処分事前説明会）

令和６年度　令和７年度　令和８年度

蒲郡市が行う事務

換地計画の作成

R7.3
（本日）

換地計画の申請/認可(県)

R7.11頃
（予定）

換地処分通知の到達確認

R8.9頃
（予定）

区画整理登記
（登記事務の停止）
※約3～4か月

■従前の権利の内容がそのまま換地に書き換えられます。

■登記の書き換え期間は、移転登記などの事務が停止されます。

事業の流れ

換地処分事前説明会

換地計画の縦覧

■地権者の皆様に換地処分の通知が到達すると、愛知県知事が公告を行います。

■公告の翌日から換地処分の効力が発生します。
・清算金額及び対象者が確定します。
・整理前の土地の権利が換地に移ります。
・土地・家屋の地番、地目、地積などが変わります。

■仮換地で要した事務が終了します。
・仮換地証明書の交付が停止します。
・建築行為などの際、法76条申請が不要になります。
・仮換地の分合筆の施行者確認が不要になります。

換地処分の公告

R8.12頃
（予定）

5 登記事務停止解除の案内

■登記の書き換えが終わり次第、ハガキにて登記事務停止解除をお知らせします。

■権利関係などの移転登記が可能になります。

R9.1頃
（予定）

皆様への通知・ご案内 1～6

縦覧の
2週間前頃

1 換地計画縦覧の案内

■換地計画の縦覧を行います。

■案内通知のほか、各権利者ごとに縦覧と同じ内容の書類（「各筆各権利別清算金明細書(※1)」など）を送付します。

(※1)各筆ごとに地番、地目、地積、清算金などが記載されています。

R8.4頃
（予定）

2 換地処分通知

■換地処分の内容をお知らせする通知です。
※通知の時点では、地番・地目・地積などの権利は変わりません。（換地処分の効力は、公告日の翌日に発生します。）

■以下の書類を同封する予定です。
・換地処分通知
・各筆各権利別清算金明細書
・換地図
・換地処分通知のご案内(※1)

(※1)今後の手続きなどを記載した小冊子です。

予定日の
1か月前頃

3 公告予定日の案内

R8.11頃
（予定）

4 清算金通知

■清算金対象者の調査終了後、権利者ごとに清算金を相殺して、清算金額をお知らせします。

■清算金通知後、債務引受/債権譲渡/分割納付などについて相談、受付をします。

■その後、あらためて徴収金通知または交付金通知を送付します。(清算事務が始まります。)

債務引受/債権譲渡/分割納付などの相談・受付（※約１か月）

6 清算徴収交付金通知

■徴収の方は納付書、交付の方は請求書(市宛て)を同封します。

■すべての方の清算金の徴収および交付をもって、事業が完了します。